

特割プラン用インターネットサービス特約

2021年7月1日

目 次

第1条（特約の適用）

第2条（特約の変更）

第3条（加入契約の単位）

第4条（本サービスの提供条件）

第5条（定期契約期間）

第6条（契約申込の方法）

第7条（サービスの利用の休止）

第8条（契約の解除）

第9条（料金の適用）

第10条（その他の事項）

別記1（第4条関係）本サービスの提供対象

別記2（第9条関係）特割プラン用インターネットサービス料金表（税込）

附則

第1条（特約の適用）

多摩ケーブルネットワーク株式会社（以下「当社」といいます。）は、インターネットサービス契約約款（料金表を含みます。以下「約款」といいます。）に定めるサービスの一つとして、約款に付するこの特割プラン用インターネットサービス特約（以下「特約」といいます。）により、特割プラン用インターネットサービス（以下「本サービス」といいます。）を提供します。

第2条（特約の変更）

当社は、この特約を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の特約によります。

2 当社が別に定めることとしている事項については、随時変更することがあります。

第3条（加入契約の単位）

加入契約は、加入世帯ごとまたは事業所ごとに行います。

第4条（本サービスの提供条件）

本サービスは、別記1に定めるサービスの契約者で次に定める条件を満たす場合に本サービスを提供するものとします。ただし、別記1に定めるサービスのうち休止中のサービスがある場合はこの限りではありません。

- （1）本サービスの契約者名義と別記1に定めるサービスの契約者名義が同一である。
- （2）本サービスで利用する施設と別記1に定めるサービスで利用する施設が同一である。
- （3）本サービスの料金の支払と別記1に定めるサービスの料金の支払が同一である。

第5条（定期契約期間）

本サービスには、約款に定める最低利用期間の他に、次に定める定期契約期間があります。

（1）契約者が戸建住宅に居住する場合

本サービスの提供を開始した日の属する月の翌月（提供開始日が20日～末日の場合は翌々月）を1と起算して24ヵ月間。（ただしt-net光2.5Gの2年間定期契約を含む特割プランへ変更の場合は、t-net光2.5Gのサービスが提供開始された日の属する月の翌月（提供開始日が20日～末日の場合は翌々月）を新たに上記定期契約期間の起算月とします。）

（2）契約者が集合住宅に居住する場合

本サービスの提供を開始した日の属する月の翌月（提供開始日が20日～末日の場合は翌々月）を1と起算して12ヵ月間。

2 契約者は、定期契約期間の満了月当月、翌月、翌々月以外に解約があった場合もしくは第4条に定める本サービスの提供条件を満たさなくなった場合には、当社が定める期日までに第9条（料金の適用）の定めにより契約の解除料を支払っていただきます。

3 当社は、約款第18条（当社が行う契約の解除）第2項および第3項の規定により、当社が契約を解除する場合には、前項の適用はしません。

4 当社は、定期契約が満了した場合には本サービスの契約を自動更新します。ただし、満了月当月、翌月、翌々月に解約の申し出があった場合はこの限りではありません。

5 特割プランの定期契約期間と「t-net 光 2.5G」の2年間定期契約の定期契約期間はそれぞれ別の扱いとなります。

第6条（契約申込の方法）

契約の申込をするときは、その申込をする者が予め約款及び本特約を承認し当社の指定する方法により所要事項を当社に通知することとします。

第7条（サービスの利用の休止）

当社は、本サービスについて、約款第14条（インターネット接続サービスの利用の休止）に規定するサービスの利用の休止を適用しません。

ただし、建替にともなう一時転居でその転居先での当社による本サービス提供が困難な場合はこの限りではありません。

第8条（契約の解除）

契約者は、契約を解除しようとするときは、予め当社所定の方法により当社へ通知していただきます。解約の場合、解約を希望する日の10日以上前に当社へ通知するものとします。

2 契約者は、解約の場合、当社が定める期日までに約款に定める契約の解除に関する料金（解約月の月額利用料も含む）及び第9条（料金の適用）に定める契約の解除料を支払っていただきます。

第9条（料金の適用）

当社が提供する本サービスの料金は、基本サービスの月額利用料及び契約の解除料については別記2の料金表に定めるところにより、その他の料金については約款の料金表に定めるところによります。

第10条（その他の事項）

この特約に記載のない事項は、特段の記載がない限り、約款の定めに準じます。

別記1（第4条関係）本サービスの提供対象

<通信プランの場合>

プラン名	本特約に定めるサービス	他に同時契約が必要なサービス	
		テレビサービス	電話サービス
光 2.5G	t-net 光 2.5G (2年間定期契約)		ケーブルプラス電話
	t-net 光 2.5G (定期契約なし)		ケーブルプラス電話
240M	t-net240		ケーブルプラス電話
43M	t-net43		ケーブルプラス電話

<2サービスプランの場合>

プラン名	本特約に定めるサービス	他に同時契約が必要なサービス	
		テレビサービス	電話サービス
光大満足	t-net 光 2.5G (2年間定期契約)	デラックス HD	
	t-net 光 2.5G (定期契約なし)	デラックス HD	
光ネット満足	t-net 光 2.5G (2年間定期契約)	ベーシック HD	
	t-net 光 2.5G (定期契約なし)	ベーシック HD	
大満足	t-net240	デラックス HD	
ネット満足	t-net240	ベーシック HD	
テレビ満足	t-net43	デラックス HD	
ミニ満足	t-net43	ベーシック HD	

<3サービスプランの場合>

プラン名	本特約に定めるサービス	他に同時契約が必要なサービス	
		テレビサービス	電話サービス
光大満足	t-net 光 2.5G (2年間定期契約)	デラックス HD	ケーブルプラス電話
	t-net 光 2.5G (定期契約なし)	デラックス HD	ケーブルプラス電話
光ネット満足	t-net 光 2.5G (2年間定期契約)	ベーシック HD	ケーブルプラス電話

	t-net 光 2.5G (定期契約なし)	ベーシック HD	ケーブルプラス電話
大満足	t-net240	デラックス HD	ケーブルプラス電話
ネット満足	t-net240	ベーシック HD	ケーブルプラス電話
テレビ満足	t-net43	デラックス HD	ケーブルプラス電話
ミニ満足	t-net43	ベーシック HD	ケーブルプラス電話

別記2（第9条関係）特割プラン用インターネットサービス料金表（税込）

（1）利用料

<通信プランの場合>

住居	コース名	モデムタイプ別 月額利用料（円・税込）	
		標準	無線 LAN 内蔵
戸建	t-net 光 2.5G (2年間定期契約)	4,807	5,027
	t-net 光 2.5G (定期契約なし)	6,457	6,677
	t-net240	4,587	4,807
	t-net43	4,367	4,587
集合	t-net240	3,157	3,377
	t-net43	2,937	3,157

<2サービスプランの場合>

住居	コース名	モデムタイプ別 月額利用料（円・税込）	
		標準	無線 LAN 内蔵
戸建	t-net 光 2.5G (2年間定期契約)	4,620	4,840
	t-net 光 2.5G (定期契約なし)	6,270	6,490
	t-net240	4,400	4,620
	t-net43	4,180	4,400
集合	t-net240	3,410	3,630

	t-net43	3,190	3,410
--	---------	-------	-------

< 3 サービスプランの場合 >

住居	コース名	モデムタイプ別 月額利用料 (円・税込)	
		標準	無線 LAN 内蔵
戸建	t-net 光 2.5G (2年間定期契約)	3,707	3,927
	t-net 光 2.5G (定期契約なし)	5,357	5,577
	t-net240	3,487	3,707
	t-net43	3,267	3,487
集合	t-net240	2,497	2,717
	t-net43	2,277	2,497

(2) 契約の解除料

満了月当月、翌月、翌々月以外に解約があった場合もしくは第4条に定める本サービスの提供条件を満たさなくなった場合に適用します。

住居	特約解除料 (円・税込)
戸建	16,500
集合	5,500

※解約時には、他に、約款に定める契約の解除に関する料金（解約月の月額利用料も含む）を支払っていただきます。

※「t-net 光 2.5G」の2年間定期契約を含む特割プランの解約の場合、特割プラン解除料とは別に t-net 光 2.5G の定期契約解除料（戸建住宅および集合直引きの場合は 14,300 円（税込））をお支払いいただきます。

附則

(実施時期)

この特約は平成24年4月14日から実施します。

(実施時期)

この特約は平成24年8月1日から実施します。

(実施時期)

この特約は平成26年2月20日から実施します。

(実施時期)

この特約は平成29年4月1日から実施します。

(実施時期)

この特約は平成30年2月1日から実施します。

(実施時期)

この特約は令和3年4月1日から実施します。

(実施時期)

この特約は令和3年7月1日から実施します。